

アスベスト撤去支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、アスベスト撤去支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めるところによる。

(交付目的)

第3条 本補助金は、建築物に使用された吹付けアスベスト等（吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール（その含有するアスベストの重量が当該ロックウールの重量の0.1パーセントを超えるものに限る。）をいう。以下同じ。）の除去、封じ込め又は囲い込み（以下「除去等」という。）を促進することにより、継続して建築物を利用する県民の健康被害の防止及び生活環境の保全に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的を達成するため、住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年6月1日付国住指第888号。以下「制度要綱」という。）及び住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱（平成21年6月1日付国住指第889号。以下「交付要綱」という。）に基づき、吹付けアスベスト等が施工されている建築物（本補助金の交付申請を行う時点において建築基準法第9条第1項の規定による命令を受けているものを除く。）について除去等（以下「間接補助事業」という。）を行う当該建築物の所有者に対し、当該間接補助事業に要する経費（除去した吹付けアスベスト等の処分費を含み、建築物の解体に伴う除去等にあつては、当該除去等に要する経費に限る。以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に3分の2を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、県の他の助成制度を利用していないもの以外には、本補助金は交付しないものとする。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額（1棟当たり20,000千円と当該間接補助事業に係る間接補助金の算定基準額（その額に当該補助金に係る補助率を乗じることにより当該補助金の額が算出される額をいう。）のいずれか低い額を限度とする。）に12分の3（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り捨てるものとする。）以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、交付要綱に基づく国の補助金の交付決定の通知を市町村が受理した日、又は当該交付決定が確実に見込まれると市町村が確認した日のいずれか早い日から30日以内に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、間接補助事業に係る仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、間接補助事業に係る仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第7条 本補助金の交付を受ける市町村(以下「補助事業者」という。)は、第4条第1項に規定する間接補助金(以下「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第11条、第12条(第4項を除く。)、第13条から第15条まで、第16条第2項後段、第17条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第4号による	補助事業者が定める
	様式第5号による	
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、交付要綱第5編の第12の第3項に該当し、国土交通大臣の承認を必要とする変更以外の変更とする

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 交付要綱第5編の第12の第3項の変更

(2) 間接補助事業の中止又は廃止

(指示等の報告)

第11条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに
行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接補助金の
交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ
様式第2号及び様式第4号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている間接補助事業に係る仕入控
除税額に対応する額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額における間接補助事業
に係る仕入控除税額に対応する額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、本補
助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が
実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税
額)を超えるときは、速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応す
る額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第13条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接
補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部
長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の間接補助事業から適用する。
- (施行期間)
- 2 この間接補助事業の施行期間は、平成20年度までとする。ただし、平成20年度中に交付決定され
た補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月10日から施行し、平成19年度の間接補助事業から適用する。
- 2 この改正の施行前にアスベスト緊急撤去支援事業補助金交付要綱の規定により交付決定が行わ
れた間接補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成21年5月14日から施行し、平成21年度の間接補助事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成21年7月31日から施行し、平成21年6月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年7月3日から施行する。

様式第1号（第5条）

平成 年度アスベスト撤去支援事業（変更）計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

（単位：千円）

間接補助 事業者	事業の 区分	施工面積 (㎡)	単価 (千円/㎡)	事業費	補助対象 事業費	備考
合計						

- (注) 1 事業の区分欄には、除去、封じ込め又は囲い込みの別を記入すること
2 記載内容について変更する場合は、変更前を上段（ ）とすること

3 事業開始予定年月日

4 事業完了予定年月日

様式第2号（第5条、第12条関係）

平成 年度アスベスト撤去支援事業（変更）収支予算（決算）書

歳入予算（決算）

（単位：千円）

財源区分	区 分 財源内訳	予 算			決 算 （見込み）
		当 初 議決（予定） 平成 年 月 日	回 補 正 議決（予定） 平成 年 月 日	計	
一般財源	税収入				
特定財源	国庫補助金 県補助金 地方債 その他の財源				
	計				

（注）1 記載内容について変更する場合は、変更前を上段（ ）とすること

歳出予算（決算）

（単位：千円）

科 目 (項) (目) (節) 計	予 算 額			流 用 等 増△減 額	予 算 現 額	支 払 額	繰 越 額	不 用 額	摘 要
	当 初 計上額	補 正 増△減額	計						

（注）1 記載内容について変更する場合は、変更前を上段（ ）とすること

様

総合事務所長

平成 年度アスベスト撤去支援事業補助金交付（変更）決定通知書

平成 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったアスベスト撤去支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知する。

記

- 1 間接補助事業
本補助金の間接補助事業は、・・・・・・・・とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円
- 3 経費の配分
本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、.....とする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 交付額の確定
本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、アスベスト撤去支援事業補助金交付要綱（平成18年3月30日付第200500137829号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、収受及び使用、間接補助金の交付等に当たっては、規則及び要綱の規定のほか補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）、住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年6月1日付国住指第888号）及び住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱（平成21年6月1日付国住指第889号）の規定に従わなければならない。

様式第4号（第12条関係）

平成 年度アスベスト撤去支援事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容

（単位：千円）

間接補助事業者	事業の区分	建物名称及び用途	施工室名等	施工面積(m ²)	単価(m ² /千円)	事業費(千円)	補助金額	備考
合計								

（添付書類） 間接補助事業者毎のアスベスト分析結果の写し

- （注） 1 事業の区分欄には、除去、封じ込め又は囲い込みの別を記入すること
- 2 施工室名等欄には、建築物の具体的な室名を記入すること

3 事業開始年月日

4 事業完了年月日